

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 13 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{市 区 町 村} \end{array} \right)$ 母子保健主管部（局）御中

こども家庭庁成育局母子保健課

令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに伴う災害の被災者に係る
妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取扱い等について

母子保健行政につきましては、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

今般の災害により、避難所等での生活を余儀なくされた被災者の方々については、身体的・精神的にも厳しい状況に置かれているものと思われます。特に妊産婦、乳幼児に対しては、健康管理に配慮した早急な対応が必要であり、今後、避難所等の生活が予想されることから、継続的な支援についても十分配慮する必要があります。

つきましては、下記のと通りの取扱いとしますので、危機管理部局をはじめとする関係部局とも連携しながら適切な支援をお願いいたします。

なお、別添のとおり、関係団体あてにも事務連絡を送付することを申し添えます。

記

1. 妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取扱いについて

母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスの取扱いについて、当該被災者から申し出があった場合には、住民票の異動の有無にかかわらず、避難先である自治体において被災者の罹災状況等を勘案し、適切にサービスが受けられるよう特段のご配慮をお願いいたします。

また、妊婦健康診査等（※）の取扱いについては、次のとおりとなりますので、ご承知おきください。

（※）妊婦健康診査、産婦健康診査、乳幼児健康診査をいう。なお、乳幼児健康診査については、集団健診だけでなく、医療機関に委託して健診を実施する場合（個別健診）を含む。

(1) 対象者

災害救助法の適用を受けた地域の妊産婦・乳幼児

(2) 適用に係る取扱いについて

2) — 1 妊婦健康診査及び産婦健康診査について

① 避難先自治体へ被災地である前居住地の自治体の妊婦健康診査受診券又は産婦健康診査受診券（以下「妊産婦健康診査受診券」という。）を持たずに避難してきた妊産婦については、妊産婦からの申し出があった場合には、妊婦健康診査又は産婦健康診査（以下「妊産婦健康診査」という。）を受診できるよう避難先自治体の妊産婦健康診査受診券を交付いただくよう特段のご配慮をいただきたいこと。

② 避難先自治体へ被災地である前居住地の自治体の妊産婦健康診査受診券を持って避難してきた妊産婦が、避難先自治体の医療機関に前居住地の自治体の妊産婦健康診査受診券を提出して妊産婦健康診査を受診した場合は、通常どおり、妊産婦の住所地以外の病院、診療所、助産所での妊産婦健康診査として取り扱うこととなり、受診券発行元である前居住地の自治体における対応となること。

③ 災害救助法の適用を受けていない地域の妊産婦が他の自治体へ移動した場合は、①の取扱いにはならないこと。

④ 避難先自治体において妊産婦健康診査を実施した場合には、継続的な支援が適切に行われるよう、必要に応じて妊産婦の同意を得た上で前居住地の自治体との情報共有を図るなど、関係自治体間の連携についてご配慮をいただきたいこと。

⑤ 産婦については、災害等の事情により標準的な受診時期に産婦健康診査を受診できなかった場合には、産婦の心身の状況等を踏まえ、受診機会が確保されるよう、柔軟に対応していただくなど特段のご配慮をいただきたいこと。

2) — 2 乳幼児健康診査について

① 避難先自治体へ被災地である前居住地の自治体の乳幼児健康診査受診票を持たずに避難してきた乳幼児については、乳幼児（保護者）からの申し出があった場合には、乳幼児健康診査が受診できるよう避難先自治体の乳幼児健康診査受診票を交付いただくよう特段のご配慮をいただきたいこと。

② 避難先自治体へ被災地である前居住地の自治体の乳幼児健康診査受診票を持って避難してきた乳幼児（保護者）が、避難先自治体の委託医療機

関又は集団健診に前居住地の自治体の乳幼児健康診査受診票を提出して乳幼児健康診査を受診した場合は、通常どおり、乳幼児（保護者）の住所地以外の医療機関等での乳幼児健康診査として取り扱うこととなり、受診票発行元である前居住地の自治体における対応となること。

- ③ 災害救助法の適用を受けていない地域の乳幼児（保護者）が他の自治体へ移動した場合は、①の取扱いにはならないこと。
- ④ 被災自治体と避難自治体で連携し、被災地から避難している乳幼児の把握に努め、標準的な乳幼児健康診査の実施時期に受診機会が提供されるように情報共有を行うなど、柔軟に対応していただくよう特段のご配慮をいただきたいこと。
- ⑤ 災害等の事情により標準的な受診時期に乳幼児健康診査を受診できなかった場合には、乳幼児の発育・発達上の課題や疾患が見過ごされることのないよう、乳幼児の心身の状況及び保護者の養育状況等を踏まえ、医療機関への委託による個別健診など必要な受診機会が確保されるよう、柔軟に対応していただくなど特段のご配慮をいただきたいこと。

2. 災害により被災した妊産婦及び乳幼児等に対する支援について

妊産婦及び乳幼児に対しては、関係機関が連携して健康管理に配慮した相談支援などを継続的に行うことが重要です。

このため、別紙1の「避難所等で生活している妊産婦・乳幼児に対する支援のポイント」及び別紙2の「避難所等で生活している妊産婦・乳幼児に対する支援の手引き」について、被災地で専門的な支援にあたる保健師、助産師、看護師、管理栄養士等の方に御周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、併せて被災者支援にあたって参考となるホームページにつきましても情報提供いたします。

(こども家庭庁 HP)

○災害対応のための情報

<https://sukoyaka21.cfa.go.jp/useful-tools/?themes%5B%5D=災害対応のための情報>

※災害対応のための情報をこちらのページにまとめて掲載しております。